

呉市内でふぐ処理を行う方へ

令和4年4月1日から、ふぐ条例*が施行され新たな制度となりました

*呉市ふぐの処理等に関する条例

呉市内でふぐ処理を行うには、2つの手続きが必要です

1. 呉市のふぐ処理者免許を受ける

(呉市のふぐ処理者免許を受けた方の下でふぐ処理を行う場合は除く)

発行された免許証は、呉市内でのみ有効です。
呉市外でふぐ処理を行う場合は、その自治体にお問い合わせください。

手続きに必要なもの

以下のいずれか

- ・県内で受けたふぐ処理者試験(※1)の合格証
- ・県外で受けた試験(※2)の合格証
- ・呉市外で受けた免許証等(※2)(写し)
- ・県内で受けたフグ処理者養成講習会の修了証

※1 令和4年度から行う筆記・実技を含む試験

※2 既存ふぐ処理者以外の方は、厚生労働省が示す基準を満たすものに限る

+

- ・ふぐ処理者免許申請書
- ・住民票(交付から半年以内)
- ・手数料【3,700円】
※広島県、広島市、福山市の免許証がある方は、手数料はかかりません。
- ・医師の診断書(診断日3ヶ月以内)

試験の詳細については
お問い合わせください



ふぐ処理の業務を行うにあたり以下を証する内容

- ①必要な認知・判断及び意思疎通を適切にできる
- ②視力が十分である(眼鏡等を使用して)
- ③麻薬、あへん、大麻または覚醒剤の中毒者でない

すでにふぐ処理資格をお持ちの方*へ

*既存ふぐ処理者

令和6年3月31日までに免許申請をしてください

対象となる方

- ・過去に県内で受けたフグ処理者養成講習会の修了証をお持ちの方
- ・他自治体の免許証をお持ちで、広島県内の施設でフグ処理者として届出をしていた方

手続きに必要なもの

→1. 呉市のふぐ処理者免許を受ける をご覧ください。



手続きをしなければ、
資格が失効します

2. ふぐ処理施設の登録を受ける

手続きに必要なもの

- ・ふぐ処理施設登録申請書
- ・ふぐ処理者免許証等（写し）
- ※手数料はかかりません



ふぐ処理施設登録証の交付

施設登録の条件（すべて満たすこと）

- ①以下のいずれかの許可を受けている
飲食店営業，魚介類販売業，水産製品製造業
複合型そうざい製造業，複合型冷凍食品製造業
※令和3年5月以前に受けた許可は対象外です。
新たに営業許可を受けてください。
- ②ふぐ処理をするための施設基準を満たしている
・ふぐ処理専用の器具（包丁，まな板）
・有毒部位を入れる鍵付き容器
・凍結する場合は， -18°C 以下で急速凍結できる冷凍設備
- ③1. の呉市のふぐ処理者免許を受けた者がいること
※既存ふぐ処理者はR6.3.31まで猶予があります

すでにふぐ処理施設の届出をされている方へ

営業許可の更新時または新たに営業許可を取得する際に
施設の登録申請をしてください

→手続きは2. ふぐ処理施設の登録を受ける をご覧ください

2. の手続きをする前に変更または廃止するときは、 旧制度に基づく届を提出してください

<変更>

営業者の氏名・住所（法人の場合は代表者・所在地），屋号，ふぐ処理者が変わったとき

手続きに必要なもの

- ・フグ処理施設設置届の内容変更届
- ・変更後の方のふぐ処理者免許証等（写し）

届の様式は生活衛生課まで
お問い合わせください

<廃止>

フグ処理をやめたとき，営業許可を廃止したとき

手続きに必要なもの

- ・フグ処理業の廃止届
- ・フグ処理施設登録済証

